

別紙1

美作岡山道路建設工事協議会の安全対策と工程管理について

美作岡山道路の早期全面開通に向け、複数の工事が輻輳して行われる。

これらの工事は限られた時間と場所の中で行うこととなり、通常の工事以上に慎重な安全管理と厳重な工程管理が必要となる。

そこで、すべての工事を安全かつ速やかに進め終了させるため、関連するすべての工事の受注者及び岡山市が必要であると判断した関連事業者は、以下に示す協議会に参加することとする。

美作岡山道路建設工事協議会設置要綱

設立目的・名称

- ① 美作岡山道路建設工事について、相互の安全確保と円滑な工事の進行を行うため、次項の構成員により「美作岡山道路建設工事協議会」（以下「協議会」という）を設立する。
- ② 個々の構成員は、各々担当する工事について労働安全衛生法等の関連する法律を遵守し適切に工事を行うこととする。

構成員、協議会への入会・退会、協議会運営費

- ① 美作岡山道路建設工事の受注者及び岡山市が必要であると判断した関連事業者を構成員として協議会を設置、運営する。
- ② 受注者は発注者との契約と同時に協議会に入会し、工事完成後引渡しと共に退会するものとする。
- ③ 協議会の運営に伴う必要経費は、構成員相互に協議し決定する。

幹事・会議

- ① 幹事は協議会の構成員より選出し、協議会の運営にあたることとする。
- ② 幹事が退会する場合、事前に協議会にて次の幹事を決めることとする。
- ③ 幹事は協議会の会議を開催し、安全衛生管理、工程管理及び地元対応等についての必要な事項について協議・調整等を行う。
- ④ 協議会の会議は週1回程度定期的で開催することとし、開催期日については構成員と都市整備局道路部美作岡山道路建設事務所が協議し決定するものとする。
- ⑤ 協議場所は美作岡山道路建設工事の各受注者が設置する現場事務所を使用することとし、その他に東区役所瀬戸支所の会議室とする。
- ⑥ 協議には構成員である受注者の現場代理人・監理技術者・主任技術者、岡山市監督員及び岡山市が必要として出席を要請した関係者が出席することとする。
- ⑦ 会議にあたっては幹事が予め書記を指名し、会議の議事録を作成する。
- ⑧ 会議の議事録は作成後速やかに岡山市の確認を受け、構成員に配布すること。

その他

この設置要綱に定めのない事項については、構成員及び岡山市監督員が協議し決定する。